



1. 薬の使用期限について

目薬・・・開封前の目薬は、目薬の瓶に使用期限が書いてあります。開封前で適切に保管していた場合は、その日まで使用することができます。開封後の使用期限はおよそ、4週間が目安となります。一部の目薬は1週間程度のものもありますのでご注意ください。

塗り薬など・・・目薬に限らず外用薬は、使用期限が書いてあります。開封前で適切に保管していた場合は、その日まで使用することができます。開封後は、清潔に保つようになさっていただき、早めに使用して下さい。数ヶ月以上たった物は、廃棄してください。また、複数の軟膏を混合した状態でお渡ししたお薬は、劣化しやすいので、1ヶ月程度が使用期限の目安になります。

内服薬（液剤）・・・子供用の薬や咳止めとして処方されるような水薬の多くは水で薄めて調剤しています。水で薄めると劣化が早くなりますので、書かれている日付(××日分)までしか使用しないで下さい。余ってしまった場合は、すべて破棄になります。

内服薬（錠剤・粉薬）・・・病医院用のお薬は、その時の症状にあわせて処方されますので、余ってしまった分はすべて破棄するのが原則です。ただ、常備薬や頓服薬のように、長期間に渡り、所持する必要がある場合もあります。ほとんどのお薬は、製造後、3年程度は安心して使用できるように作られています。医療機関での保管年数もあるので何年とは言いきれません。また、家庭での保管は、光や温度、湿度などの影響を受ける場合がありますので、詳しくは薬剤師にご相談ください。

2. ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、他の企業から製造販売される医薬品のことです。おおよそ先発医薬品が発売されて、10～15年程度たった後に発売できるようになります。

ジェネリック医薬品の利点は、価格が安いことです。お薬の種類にもよりますが、先発医薬品の2～7割程度の金額に設定されています。当薬局は、患者さんの薬代軽減のためジェネリック医薬品の使用を推進しています。

3. お薬手帳について

当薬局では、患者さんに「お薬手帳」を積極的にご利用いただくようお願いしております。お薬手帳とは、患者さんご自身の使用薬を記録し、お薬を安全かつ効果的にお使いいただくためのものです。

実際にご利用にあたり利点として

- ①複数科受診時の類似薬による重複服用の防止。
- ②飲みあわせの悪いお薬による副作用の防止。
- ③旅先などで万が一の時の迅速な情報提供。

などがあります。お薬手帳を、ひとり一冊、お持ちになることをおすすめします。



参考資料 株式会社ヘルシーワーク 幸生堂薬局ホームページ

お近くのあすなろ薬局にご相談ください。

どこの病院・診療所の処方せんにも対応できます。(お薬によっては時間がかかることがあります)

薬・健康食品・サプリメント等についてのご相談を受け付けています。

(甲府)055-228-4024 (巨摩)055-283-3050 (石和)055-263-1568

(武川)0551-26-3800 (大月)0554-20-1301

